

## 第3回圧力容器規格委員会 議事録(案)

・日時：平成19年4月12日(木) 14:00～17:00

・場所：高圧ガス保安協会 第2,3会議室

・出席者(順不同、敬称略)

委員長：小林

副委員長：辻

委員：鴻巣、坂倉、寺田、山本、青山、後藤、田原、酒井、鈴木、能登、  
矢野、阿部、多田、荒川

アソシエート：佐藤

K H K：荒井、鈴木(好)、磯村、山本、安東、小山田、加藤

・配布資料

- 3資料1 第2回圧力容器規格委員会 議事録(案)
- 3資料2 ねじ構造の強度設計指針(KHKE014)の改正案
- 3資料2-1 ねじ構造の強度設計指針(KHKE014)の改正案(解説差替版)
- 3資料3 委員からのコメントと対応案(ねじ指針)
- 3資料4 Delegateの登録及びASME Subcommitteeの投票結果
- 3資料5 溶接施工方法の基準(1)(KHKS0702)の廃止手続きの報告
- 3資料6 安全率2.4の技術基準(案)の規定項目及び規定内容の考え方
- 3資料7 安全率2.4の技術基準(案)での一般規定
- 3資料8 安全率2.4の技術基準(案)での材料規定
- 3資料9 安全率2.4の技術基準(案)での設計規定

参考資料

ねじ構造の強度設計指針(KHKE014)

・議事概要

1. 議題(1) 前回議事録確認

3資料1の議事録(案)の確認を行い、出席委員全員の賛成により可決された。

2. 議題(2) ねじ構造の強度設計指針改正案の検討

(1) 改正の趣旨及び改正箇所(3資料2)の説明並びに青山委員よりのコメント及び対応案(3資料3)について説明を行った。検討の結果、以下の対応をすることとなった。

a) 3資料3のうち、NO.4のコメント対応を「おねじ又はめねじの占有率のいずれか小さい値とする。」に変更する。また、P.6の表記も同様に訂正する。No.4以外は、対応(案)を採用する。

b) 表 2 ( P.34 ) の常用温度における縦弾性係数の値が特定設備検査規則 ( 又は JIS 規格 ) と値が一致しているかを確認する。

c) 解説 C の表 1 ( P.93 ) の備考欄に参考文献の No. を追記する。

( 2 ) ねじ構造の強度設計指針の改正案について 2 週間の書面投票及び 1 ヶ月間のパブリックコメント募集を実施することが出席委員全員の賛成により可決された。

( 3 ) 解説の採用について、出席委員全員の賛成により可決された。なお、今後発行前までに、解説に対するコメントがでた場合、適宜検討することとなった。

### 3 . 議題 ( 3 ) Delegate の登録及び ASME Subcommittee の投票結果について

Delegate の登録結果及び ASME の改正提案に対して 3 月に書面審議を行い、投票した結果について説明を行った。( 3 資料 4 )

### 4 . 議題 ( 4 ) 溶接施工方法の基準 ( 1 ) の廃止手続きの報告

標記基準の廃止手続きの結果の説明を行った。( 3 資料 5 )

### 5 . 議題 ( 5 ) 安全率 2.4 の基準の検討

一般事項、材料及び設計に係る技術文書の内容について説明を行った。以下の意見交換があった。( 3 資料 6 ~ 3 資料 9 )

( 1 ) JIS B 8270 のように圧力容器の等級分類を行うのか。

現時点では、等級分類を行わない予定である。

( 2 ) 安全率を 2.4 にした場合、降伏比の高い材料ではメリットは大きいですが、プラントにおける使用頻度は低い。使用頻度の高い材料に対してもメリットを大きくするには、材料規格の見直しが必要となる。

( 3 ) 特定則では安全率 2.4 の基準が現在定められていないため、基準とするためには省令改正が必要となる。しかし、世界の規格の趨勢を考えると安全率 2.4 に関する検討を進める必要がある。

今回の技術文書は、将来、安全率 2.4 の基準作成を行う際に使用するための技術参考資料であって基準ではないので、基準形式以外のスタイルもあり得る。また、技術文書は、内容を詳細に記載するケース、骨子を記載するケースのいずれも考えられる。

( 4 ) 今回の件は、圧力容器規格全体の体系に関わる問題として検討する必要がある。

( 5 ) 次回は、製作及び検査について今回と同様の概要説明を行った後に、安全率 2.4 の基準の在り方、JIS 規格との関連、技術文書の記述方法、審議の進め方等について検討を行う。

### 6 . その他

( 1 ) 2 月 1 4 日開催の技術委員会において、技術基準作成計画が承認されたこと、辻副委員長より進捗状況説明が行われたことの報告を行った。

( 2 ) 次回委員会の開催日は、平成 1 9 年 5 月 3 1 日 ( 木 ) 又は 6 月 1 日 ( 金 ) で調整することとした。( いずれも 1 4 : 0 0 ~ )

以上